

全国市長会

平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 情報 9-2

発 企 第 30 号

平成23年3月22日

支 部 長 各位
都道府県市長会 会長 各位

全 国 市 長 会 会 長

災害対策本部 本部長

森 民 夫

平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策に関する 今後の具体的な取組方針について

都道府県市長会会長各位におかれましては、これまで被災地への迅速、的確な救援物資や要員の支援にご尽力賜っており、心より感謝申し上げます。

さて、今般、別紙のとおり、全市長宛に、「今後の具体的な取組方針」をお送りいたしました。

都道府県市長会会長各位におかれましては、引き続き、被災地へのご支援をお願いするとともに、この本会の取組み方針による支援にご理解賜り、各市への周知並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当 全国市長会

企画調整室 池田、高橋

電話 03-3262-2312

行政部 杉田、清水

電話 03-3262-2310

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策に関する 今後の具体的な取組方針

平成 23 年 3 月 22 日

全国市長会

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害対策本部

平成 23 年東北地方太平洋沖地震・津波災害等に対して、各都市、支部・都道府県市長会と連携を取りながら、被災者の救援・救護、被災地域の早期復旧及び復興を推進するため、本会の今後の具体的な取組みについては以下のとおりとする。

I 支援体制について

- 1 臨機応変かつ迅速に被災地の各都市に対し支援を行うことができるようにするため、本会ホームページ（メンバーズページ）に「緊急災害支援掲示板」を設置・運営しており、引き続きその活用を通じて支援を行う。
- 2 各都道府県災害対策本部を通じた広域的な応援物資の支援や各都市の広域防災協定、姉妹都市関係等に基づく支援については、各都市の適切な判断により引き続き行う。
- 3 消防関係の支援については、総務省消防庁が中心となって組織的な応援を行っているため、各都市はその要請を踏まえて対応する。
- 4 水道関係の支援については、日本水道協会が中心になって組織的な支援を行っているため、各都市は同会の要請を踏まえて対応する。
- 5 下水道関係の支援については、日本下水道協会が中心になって組織的な支援を行っているため、各都市は同会の要請を踏まえて対応する。
- 6 被災建築物応急危険度判定に係る支援については、国土交通省住宅局が中心となって支援を行う。

II 被災都市に対する要員の派遣について

避難所での対応やボランティアの調整等の応急的な要員派遣については、既に各都市において対応してきており、引き続き積極的に取り組むこととし、今後の中・長期的要員の派遣については、総務省、全国知事会、全国町村会と調整を行いつつ、本会として積極的に取り組むこととする。

なお、総務省から被災地に対する自治体の人的・物的支援について、国としての財政支援を講じるとしている。

1 比較的短期間の派遣（1 か月から数か月）

比較的短期間の派遣については、総務省、全国知事会、全国町村会と調整を行いつつ、本会として積極的に取り組むこととする。

- (1) 避難所での対応等の応急的な業務や行政機能の回復等の支援のため、比較的短期間の都市職員の派遣の協力が必要となる。
- (2) 被災地のこれらの業務の把握については、総務省が被災地の都道府県を通じて行い、総務省から具体的な要請があり次第、本会から各都市、各都道府県市長会に対して具体的な職員派遣依頼を行うこととする。
- (3) また、上記(2)のルートとは別に、臨機応変に対応するため、被災地の各県市長会からの緊急かつ応急的な派遣要請に基づき、各都道府県市長会に対し本会として独自に要請を行う場合もある。

2 中・長期的派遣（1年から数年）

復旧・復興支援を行うため、道路、河川、農林等の技術職員などの派遣や一般事務職員についても、総務省、各被災県を通じて調整することとしていることから、具体的な要請を待って、本会から各都市、各都道府県市長会を通じ具体的な依頼を行うこととする。

Ⅲ 被災者の受入れについて

- (1) 被災者の広域的受入れについては、原則として、国による調整及び都道府県災害対策本部による広域的調整によるものとする。
- (2) 個別の都市間の被災者の受入れは、本会の『緊急災害支援掲示板』の活用を各都市、県市長会に周知し、当該掲示板を通じて個々の都市での被災者受入れを支援する。